

換気及び排出設備の基準

危険物の種類 換気・排気 危険物の引火点等 危険物製造所等の区分等	第 4 類 の 危 険 物			第 4 類 以 外 の 危 険 物		
	換気設備	排 出 設 備		換気設備	排 出 設 備	
		40度未満	70度未満		微粉あり	微粉なし
製 造 所 一 般 取 扱 所	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	×	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	×
屋 内 貯 蔵 所	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	○ (強制)	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	×
屋内タンク貯蔵所 (タンク専用室)	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	○ (強制)			
給油取扱所 (ポンプ室等)	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	×			
販 売 取 扱 所 (配 合 室)	×	○ (強制) ※	×	×	○ (強制) ※	
ポ ン プ 室	○ 自 然 (強制)	○ (強制) ※	×			

(い)

- 備考 ・ 40度未満の危険物の欄は、引火点以上に加熱して取り扱う危険物を含む。
- ・ 換気とは、室内の空気の置換をする装置をいう。
 - ・ 自然とは、越屋根の換気装置及びメッシュ並びに風力式のベンチレーターをいい、強制とは、動力式のベンチレーター等をいう。
 - ・ 排出とは、室内に滞留した可燃性蒸気等を屋外の高所に排出する装置をいい、強制とは、動力式のベンチレーター又は排風機を有し、ダクト、フード等から構成される。

- (注) ・ ○印は、換気及び排出設備の設置が必要な危険物製造所等 (い)
- ・ ×印は、換気及び排出設備の設置が不要な危険物製造所等 (い)
 - ・ ※印及び換気設備で電気による動力式の場合の電気設備は、電気工作物に係る法令の基準により、防爆機器及び防爆施工をしなければならない危険物製造所等 (い)